

東京古田会月例会 第二部(1) 勉強会『ここに古代王朝ありき』参考資料③

第三回目は、第二部[文字の考古学]の第一章[仿製鏡]と第二章[三角縁神獣鏡]を取り上げる。

以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

4. 第二部 文字の考古学

4.1 第一章 仿製鏡 ※93～132頁

本章は17節から構成される。先生は、中国製の鏡と仿製鏡とを判別する「富岡遺稿」四原則の中の第三項[文字があれば中国製鏡]に疑いを持たれた。「文字ある仿製鏡」が筑前中域たる博多湾岸から出土していたからである。

「小型仿製鏡」の分布： ①「小型仿製鏡」は日本列島内部で作られた最初の鏡と見なされている。②「弥生後期」に筑前中域を地理的な中心地帯として、対馬・壱岐、筑後から大分・熊本にかけて分布するが、「中心地帯」の出土量はそれほど多くない。③この筑前中域は弥生中期、「前・後漢式鏡」が集中していた地帯なのに、「国内産」になった途端、この低落ぶりは何か。④「弥生後期初頭」にあてる国産の「巴型銅器」はまことに立体的かつ精巧である。⑤かくも精巧な製品を作りうる九州北岸の倭国工人が、なぜ鏡だけはすねぼけた粗品しか作れなかつたのか——新しい世界への扉が開けるのを見た。

「漢式鏡」の補完： 銅矛出土の中心は筑前中域で鋳型が博多湾岸内に100%局限されている。②「銅鏡と矛」と共に集中して存在するのは筑前中域しかない。③このような明晰な論定に従来の考古学者が到達しなかった理由は三つ：①那の津・博多は「奴国との論定しこの博多湾岸の地を「邪馬台国」から除外。②筑前中域中心の銅鏡を「漢鏡」、近畿中心の「三角縁神獣鏡」を「魏晋鏡」・「魏鏡」と命名。③“倭人伝に誇張多し”とされて純考古学な立場での学者が現れず。④以上により、筑前中域が卑弥呼の居城、倭国領域。

同期補完の視点： “「漢式鏡」と小型仿製鏡は同期”という新しい命題を裏づけるべき「発見」は、大正七年、朝鮮半島東南部の韓国漁隱洞から出土した11面で行われていた。②これを紹介した梅原末治の論点紹介と論点を要約して批判。③漁隱洞の例から得られる示唆は、“九州北岸側の例について、「漢式鏡」と「小型仿製鏡」は、むしろ両者同一期である”と。④これらを「弥生中期」と「弥生後期」に峻別して年代づけていた従来手法は、方法上の大きな錯誤を含んでいたという疑いが生まれた。

富岡四原則： ①富岡謙蔵の死後に「梗概」としてまとめられた『日本仿製古鏡に就いて』の中に、「富岡四原則」と呼ぶべき、中国製の鏡と仿製鏡とを判別する“リトマス試験紙”が提示されている。②これを要約すると、①鋳上がりが悪く、文様・上の図像・線などがあいまいになっていること。②したがって図様本来の姿が失われていること。③文字がないか“文字に似た”文様状にくずされていること。④鈴鏡のあるものは中国製にないから、日本製。③この基準ならピタリ「仿製鏡」があぶり出される。

第三項の秘密： ①わたしが刮目したのは第三項④だ。④レッキたる文字があつたら、それだけで日本製としては永久失格の烙印が押される。②ここに至って、わたしの目には富岡の描いた“虚像”がハッキリと映じた。なぜなら、既に古冢期、日本列島内の「文字認識」について一定の明確な結論を得ていたからである（昭和52年訳書『倭人も太平洋を渡った』（創世記刊）「日本の古代史界に問う」）。

文字の道/虚構の「文字初伝」： (1) ①わたしの認識では、三世紀の倭国で文字が知られていたのは確実。②富岡が第三項命題の建立を“理由抜き”ですませえたのは、「時代の常識—五世紀初頭文字初伝説」に依拠していると思っていたからではあるまい。 (2) ①文字を全く知らぬ国へいきなり『論語』をもちこむあわて者がいるだろうか。②わたしたちが「文字の伝来」について依拠すべき史料は、『三国志』の魏志倭人伝だったのである。

注目の富岡遺稿/L・V鏡(※方格規矩鏡)の謎： (1) ①この時期に作られた仿製鏡があるとすれば、そこに“文字が現れていても何の不思議もない”。②“文字ある仿製鏡は存在するのか”に「イエス」の答えを最初に投げかけた人は、富岡謙蔵だった。③中山平次郎が報告した二つの“異鏡”への逸早き反応は、「富岡遺稿」と称すべき「九州北部出土の古鏡に就いて」。(2) 富岡の指摘。①第一の鏡「TLV鏡」は中国鏡にあらず。②第二の鏡「前漢の日光鏡がモデル」は仿製鏡ではないか。③わたしは「この鏡は中国鏡ではない」という富岡の診断を支持せざるをえない。

四原則の崩壊/文字ある仿製鏡/ゴシック式文字の探究: (1)①しかし、真の問題はここからはじまる。②なぜなら、この鏡にはハッキリした「文字」があるからである。③「文字ある仿製鏡」が筑前中域たる博多湾岸から出土していた。(2)①その後の鏡・考古学の研究史において、この「文字ある仿製鏡」問題は“禁断の地”的に避け続けられてきたように見える。②その「筑前中域の弥生期」は、“文字の習得史の真只中”にあった※これまでに論証すみ。(3)①富岡は「文字ある仿製鏡」について、この文字は「書体所謂ゴシック式にて」と述べている。②この「ゴシック式の文字」の発見こそ、富岡生涯の鏡研究の一頂点をなすものだった。

井原の仿製鏡/危険な断崖/立岩の仿製鏡/大型鏡の秘密: (1)研究史に対する批判から、わたし自身の“発見”にうつろう。①まず注目したのは井原出土の「後漢式鏡」だった。※拓本として、青柳種信『柳園古器畧考』。②拓本に一連の文字の大小、左右のズレ、通常でない「漢」の文字。③「文字あれば、必ず中国鏡」というが、“これを本来の中国鏡と見なすには大きな困難がある”。(2)「王口日月光」に着目検証。“通常の中国鏡銘文で慣用されている文体とは、異なった様相を呈している”。(3)拓本ではなく、明白な現存出土鏡を資料とした分析を提示。①一号鏡と四号鏡はほぼ同文だが、一号鏡には“漢詩中の一字がない”※二号鏡はさらにひどい。②“疑いなき舶載鏡と称してきた従来の考古学界の目を理解できない。(4)①三雲・須玖等の、いわゆる「漢鏡」について、興味深い現象を見出す。②同類の「中国出土の中国鏡」に比べて、しばしば三雲・須玖等の方が大きい。③(この理由は)顔を映すべき中国の前漢鏡等に対して、こちらのものは「太陽の顔」を映すためのもの。④あちらでは通例、室内・机上の物品だが、こちらでは屋外、儀式場での花形の品物なのだから。

富岡四原則の功罪: ①富岡四原則は、簡便さ・使いよさによって、今までの鏡・考古学編年の中核を支配してきたが、②『記・紀』中心主義でなく同時代史料たる倭人伝中心主義をとる限り、これは客観的に維持できるものではなかった。③富岡遺稿が良心的に暗示していたように、それは古代史上的真実とは決して対応していなかった。

4.2 第二章 三角縁神獸鏡 ※133～166頁

本章は19節から構成される。先生の論証の出発点は、“この鏡が「魏鏡」とされるのはなぜか”だった。以後、論証を進められ、この鏡が日本で鋳造されたことを丁寧に説明されている。

伝世鏡理論への疑い: ①この鏡がなぜ「魏鏡」なのか、なぜ卑弥呼が魏朝から下賜された鏡にされているのか、わたしははじめから不審だった。②疑いの理由は、①中国や朝鮮半島から出土しない、②いわゆる弥生遺跡から全く出土しない。③富岡謙蔵・梅原末治による“年号鏡(紀年鏡)の研究”に、客観的ではない二鏡〔正始元年三角縁神獸鏡(A.□始元年鏡、B.□始元年)〕が「魏の紀年鏡」として標準鏡とされているが、「標準」と称するには明らかな欠陥〔②二字のうち一字が欠落、②魏鏡を前提に、この欠字を「正始」と読む〕がある。④考古学の「基準尺」の“もろい環”を見出ざるをえなかつた。

富岡の論断/魏鏡の認定/大きな誤断/不明を不明とすべし: (1)①富岡一梅原が三角縁神獸鏡を「魏鏡」と認定できた理由を、『失われた九州王朝』で既に述べている。②その要点〔富岡は三角縁神獸鏡中、「銅出徐州・師出洛陽」の一節に注目し、字面に対し六点の論証を行い、この鏡は「南朝劉宋の初期※五世紀初」に作られたもの(富岡『古鏡の研究』)と論定〕。(2)①ところが、このような旧論定をくつがえす新知見が「中平□年鏡※二世紀末頃」によりもたらされた。②「銅出徐州・師出洛陽」の語がある、という理由で、急遽「魏鏡」として“認定変え”するに至った。③“三世紀前半と五世紀初頭と二つの可能性”があったから、“神仙思想”問題からはいずれかに確定できない”となるだけではないか。④これは日本の古代史学全体にあまりにも深刻な影響を刻み込む大論断だっただけに、富岡の“軽躁”を惜しまざるを得ない。(3)①この際、富岡は既にもう一つの“大きな誤断”を犯していた。②富岡論証その4〔晋朝では「師」の文字は使わなかった〕に対し、西晋朝では「師」の字は避諱してはいなかつた。③「避諱の法」は時代によって異なるので、『三国志』西晋朝史料によって検証すべきであった。(4)①以上によって、「東王父・西王母」「師」問題によても、この銅鏡(「銅出徐州・師出洛陽」鏡)は、「220～422」年の約二百年間内にある、という以上の限定はできない。②従って、“全部古墳からのみ出土する、この三角縁神獸鏡は古墳時代(ほぼ4～6世紀とされる)の産物であろう”。

中国製か国産か/新しい指針: (1)①三角縁神獸鏡にとって、もう一つの重大な問題は産地(中国製か、国産か)である。②三角縁神獸鏡も「鑄あがりがよく、図様がハッキリし、文字がチャンとある」から、富岡の目には「文句ない中国鏡」と見えていた。(2)①この富岡四原則の「破産」が認識された今、この様相が一変しているのを読者は了解されるだろう。②では、新しい、わたしの見地からはどうか: ①出土分布図から見て、三角縁神獸鏡は当然国産。②しかし、渡来人やその弟子の作品である可能性は十分ある。③上質の銅で作られている場合、(材料が)「輸入白銅」の可能性も。④四世紀の日本列島に「文字」が伝わっていたことは確実。⑤逆に、四～五世紀の近畿領域に“文字が知られていた”ことは、この三角縁神獸鏡の大量出土が遺憾なく証明している。

海東鏡の「発見」/「浮由」の根源/徐州・洛陽鏡: (1) ①三角縁神獣鏡の作り手が鑄鏡渡來者や材料が輸入白銅を示す史料が、国分神社(大阪府柏原市)の三蔵鏡(三角縁神獣鏡2、盤龍鏡1)の一つの銘文(部分)〔吾作明竟真大好、浮由天下口四海、用青同至海東〕である。②富岡はこの銘文を紹介して「文中に見ゆる、至海東の句は、支那より本邦朝鮮に寄贈すべき為に、特に此の銘を表はせるものと考へられる」と述べた。ここに「三角縁神獣鏡特注説」の淵源があった。③この場合、富岡は「青銅を用ひ、海東に至らしむ」と読んだのだろうが、誤讀。主語は「吾」である。(2) ①「浮由」は、『論語』公冶長篇、第五(孔子が中国を去って「海東」に向かうべき憧憬を述べた時の言葉)による。②中国から見た場合、「海東」は朝鮮半島も日本列島も指しうるが、日本列島を指すのだろう。(3) 「海東鏡」の検証は意外な結論をもたらした。①“中国の鑄鏡者が中国の銅をもって日本列島(南河内辺)に渡來し、この三角縁神獣鏡(「海東鏡」)を作った”と。②「徐州・洛陽鏡」(大阪河内茶臼山古墳出土、国分神社現蔵)の「… 銅出徐州 師出洛陽 …」。※この銘文解釈に対する富岡・梅原説を批判して、③“わたし(この鏡の鑄造者)は、もともと 中国の公的工房たる「尚方」のある、あの鑄鏡の本場、洛陽の出身者だ”と誇っている。徐州は洛陽から程遠からぬところなので、「尚方」では、この「徐州銅」を使うことが多かったはず。④すると、この対句は通例の徐州銅使用圏・「尚方作鏡」流布圏、つまり中国銅器文明圏を遠く離れた圈外で作られたものと考えるべき。⑤つまり、この文章は、自らの出身と使用した銅が中国文明の中枢地に淵源することを自負したもの。

三鏡の実見/劣った徐州・洛陽鏡/臆測と確認/もう一つの可能性: (1) 昭和53年8月はじめ、わたしは国分神社三鏡の現物を見た。①問題の「海東鏡」は見事な出来ばえ、芸術品としても高度の作品のように感じられた。②この鏡を実見した富岡以降、梅原・小林等、鏡の専門家が「文句なしの中国鏡」と直感したとしても無理からぬところ、と思われた。(2) ①これに対し、もう一つの三角縁神獣鏡たる「徐州・洛陽鏡」はちがっていた。②大きさ、形状等こそ同類であるにもかかわらず、作りの“出来ばえ”はかなり落ちるのである。③これは意外だった。両鏡の作者が同一人である可能性はないように思われる。④以上の様相から、洛陽から海東へは“工人集団の渡來”であった。(3) (4) いずれにせよ、関わるべきは“なぜ、中国にない新様式である「三角縁神獣鏡」が日本列島内に誕生することになったのだろうか”——これが新しい課題だ。

なぜ三角縁か: ①戸外で儀式用に「太陽の顔」を映すために、「大型」の鏡を尊重。②その際、外まわりが「平縁」だと多量の銅を使用するため、グンと重くなり不適切。従って、③「大型でもなるべく軽くする」目的で「三角縁画像鏡」の技術が輸入された。「神獣鏡」という要素は、二～四世紀に中国で流行した様式が導入されたのだろう。

銚子塚古墳の探究: ①従来の考古学者は、いわゆる「舶載三角縁神獣鏡」が出土する巨大古墳を古式古墳と称し、古墳時代初頭(四世紀はじめ)においていた。②糸島郡で刮目すべき前方後円墳である銚子塚古墳などは、素環頭大刀や「仿製三角縁神獣鏡を含む」等の出土理由で、四世紀後半頃に下げられた。その結果、③「弥生中期」に王墓が陸続した糸島平野は、「弥生後期～古墳時代初頭」に墓のない時代にさせられた。④これは次のような「物差し」から判断された: ①ヤマトの卑弥呼が舶載三角縁神獣鏡を貰った。②石塚山や赤塚の被葬者に分配。③これを下手に模倣したのが銚子塚古墳出土の仿製三角縁神獣鏡。④後漢鏡や仿製内行花文鏡を持つ平原遺跡の後継者たる性格をハッキ担う、銚子塚古墳は、意外に早い時期(古墳時代初期)に作られたのではあるまいか。

ここにも、文字ある仿製鏡/左文鏡の謎/もう一つのアイデア: (1) 銚子塚古墳中に仿製三角縁神獣鏡が八つあり、うち二つに「文字ある仿製鏡」がある(※左文「吾作明竟甚獨保子宜孫富無訾奇」)※正文は「吾作明竟甚獨奇、保子宜孫富無訾」。①これを小林行雄が「日本製の鏡」とした理由は、①「左文」である、②一字「奇」が移動して意味不明になっている。②そして小林は“この模倣鏡は近畿近辺で作られ糸島に流入したもの”とした。しかし、古冢時代の近畿には、「仿製鏡」も「舶載鏡」も殆ど出土していない、鏡に関しては“後発地域”。③鍍金の方格規矩四神鏡(後漢式鏡)について※省略。(2)「文字を持つ仿製三角縁神獣鏡(二面とも同文)」を再度吟味する。①文章全体が「左文」の意味。鑄造者の無知や不注意によるものにあらず。②これは「押印鏡」ではないか。③この左文鏡は十二分に計算されているのである。(3) ①この「左文鏡」は、鑄造の鋳型を記念して作られた「記念鏡」と考える。②「奇」の転字は、七字二句の”韻を踏まぬ、日本の構文“と見るべきではないか。

東京古田会月例会 第二部(2) 読書会〔雄略天皇紀〕※日本書紀卷第14 参考資料③
岩波文庫本『日本書紀』(3): 16~91頁に掲載

第3回となる今回は、九年二月～十二年十月(56～70頁)各条の主要な記事を確認しておきたい。

この間の主な出来事として、①凡河内直香賜おおしこうち かたぶを采女強姦で斬殺、②新羅征伐を開始、③戦場で大將軍紀小弓宿禰が病死、④その息子・大磐宿禰と韓子宿禰の確執、⑤田辺史伯孫の埴輪馬譚、⑥鳥養部の設置、⑦木匠・御田の冤罪、等がある。

6. 雄略九年二月～十三年二月条 ※現代語訳は宇治谷孟『日本書紀(上)全現代語訳』(講談社学術文庫)に準拠。

《九年(乙巳465)二月原文》春二月甲子朔、遣凡河内直香賜与采女。祠胸方神。香賜既至壇所つとむ〈香賜、此云軒担夫〉。及将行事、奸其采女。天皇聞之曰、祠神祈福、可不慎歟。乃遣難波日鷹吉士將誅之。時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豊穂、普求国郡県、遂於三嶋郡藍原、執而斬焉。

注13「壇所かむにわ」: 檀場と同じ。ここは神域。(岩波注)

《九年二月条現代語訳》2月1日、凡河内直香賜おおしこうち かたぶと采女を遣わして宗像神を祠らせた。神域に行き神事が行われようとしたとき、香賜がその采女を犯した。天皇はこれをお聞きになり「神を祀ってさいわいを祈るには、身を慎まねばならぬ」と仰せられ、難波日鷹吉士を遣わし香賜を殺させようとしたが、香賜は逃亡。そこで弓削連豊穂を遣わして、あまねく国郡県に香賜を探し求めさせ、三嶋郡藍原(茨木市太田付近)で捕え斬殺した。

《九年(乙巳465)三月条原文》三月、①天皇欲親伐新羅。神戒天皇曰、無往也。天皇由是、不果行。乃勅紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連(談、此云箇陀利)・小鹿火宿禰等曰、新羅自居西土。累葉称臣。朝聘無違。貢職允濟。逮乎朕之王天下、投身對馬之外、竄跡匝羅之表、阻高麗之貢、吞百濟之城。況復朝聘既闕、貢職莫脩。狼子野心、飽飛、飢附。以汝四卿、挾為大將。宜以王師薄伐、天罰襲行。於是、紀小弓宿禰、使大伴室屋大連、憂陳於天皇曰、臣雖拙弱、敬奉勅矣。但今、臣婦命過之際。莫能視養臣者。公冀將此事具陳天皇。於是、大伴室屋大連、具為陳之。天皇聞悲頽歎、以吉備上道采女大海、賜於紀小弓宿禰、為隨身視養。遂推轂以遣焉。

②紀小弓宿禰等、即入新羅、行屠傍郡(行屠、並行並擊)。新羅王、夜聞官軍四面鼓声、知尽得喙地、与数百騎乱走。是以、大敗。小弓宿禰、追斬敵將陣中。喙地悉定、遣衆不下。紀小弓宿禰亦收兵、与大伴談連等会。兵復大振、与遣衆戰。是夕、大伴談連及紀岡前来自連、皆力鬪而死。談連從人同姓津麻呂、後入軍中、尋覓其主。從軍不見出問曰、吾主大伴公、何处在也。人告之曰、汝主等果為敵手所殺、指示屍處。津麻呂聞之、踏叱曰、主既已陷。何用独全。因復赴敵、同時殞命。有頃、遣衆自退。官軍亦隨而却。大將軍紀小弓宿禰、值病而薨。

注14「匝羅さふら」: 今の慶尚南道道梁山。(岩波補注9-26)

《九年三月条現代語訳》3月、①天皇は自ら新羅を討とうと思われたが、神が天皇を戒めて「行ってはいけない」といわれたので、天皇は行かれなかった。そこで、紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰らに詔して「新羅は前から朝貢を重ねていたのに、私が王となってから身を対馬の先まで乗り出し、跡を匝羅に隠して高麗の貢を阻止し百濟の城を併呑して、自らの貢物を怠っている。狼の子のような荒い心があって、飽きると離れ去り飢えると近づいてくる。お前ら卿四人を大将に任じる。王師をもって攻め討ち、天罰を加えよ」と言わされた。この時、紀小弓宿禰は大伴室屋大連に頼んで自分の憂いを天皇に伝えて貰おうと、「私は微力といえども、謹んで詔りを承ります。ただ、妻が亡くなつたばかりで、後を見てくれる者がありません。公はどうかこのことを天皇につぶさに申し上げて欲しい」と言った。大伴室屋大連はそのように奏上した。天皇はそれを聞き悲しみ歎かれ、紀小弓宿禰の世話をさせるべく吉備上道采女大海を賜って、送り出された。

②紀小弓宿禰らは新羅に入り、進撃が目覚ましかった。新羅王は夜、皇軍が四面を囲んで鼓声をあげるのを聞き、喙の地がことごとく占領されたと思い、数百の騎兵と共に遁走した。紀小弓宿禰は追撃して敵將を斬った。この夜、大伴談連と紀岡前来自連は力鬪して死んだ。談連の従者・津麻呂が軍中に入ってきて主人を探し求めたが、見つけられず、「私の主人はどこにおられるのか」と尋ねた。ある人が「お前の主人たちは既に敵に殺された」と言い、屍のある所を指し示した。これを聞いた津麻呂は「主人が死なれたら生きていても仕方がない」と言い、再び敵中に入って共に死んだ。暫くして残兵が自然に退却した。大將軍紀小弓宿禰は病氣になり薨じた。

《九年(乙巳465)五月条原文》夏五月、①紀大磐宿禰、聞父既薨、乃向新羅、執小鹿火宿禰所掌兵馬・船官及諸小官、専用威命。於是、小鹿火宿禰、深怨乎大磐宿禰。乃詐告於韓子宿禰曰、大磐宿禰、謂僕曰、我當復執韓子宿禰所掌之官不久也。願固守之。由是、韓子宿禰與大磐宿禰有隙。於是、百濟王、聞日本諸將、緣小事有隙。乃使人於韓子宿禰等曰、欲觀國界。請、垂降臨。是以、韓子宿禰等、並轡而往。及至於河、大磐宿禰、飲馬於河。是時、韓子宿禰、從後而射大磐宿禰鞍几後橋。大磐宿禰愕然反視、射墮韓子宿禰、於中流而死。是三臣由前相競、行亂於道、

不及百濟王宮而却還矣。②於是、采女大海、從小弓宿禰、喪來到日本。遂憂諮於大伴室屋大連曰、妾不知葬所。願占良地。大連即為奏之。天皇勅大連曰、大將軍紀小弓宿禰、竜驤虎視、旁眺八維。掩討逆節、折衝四海。然則身勞萬里、命墜三韓。宜致哀矜、充視葬者。又汝大伴卿與紀卿等、同國近隣之人、由來尚矣。於是、大連奉勅、使土師連小鳥、作冢墓於田身輪邑、而葬之也。③由是、大海欣悅、不能自默、以韓奴室・兄麻呂・弟麻呂・御倉・小倉・針、六口送大連。吉備上道蚊嶋田邑家人部是也。別小鹿火宿禰、從紀小弓宿禰喪來。時獨留角國。使倭子連(連、未詳何姓人)奉八咫鏡於大伴大連、而祈請曰、僕不堪共紀卿奉事天朝。故請、留住角國。是以、大連為奏於天皇、使留居于角國。是角臣等、初居角國。而名角臣、自此始也。

注15「竜驤虎視たつのごとくあがりどらのごとく…四海」：以下は三国志、魏志、武帝紀に同じ文がある。（岩波注）

《九年五月条現代語訳》 5月、①父が薨じたことを聞いた紀大磐宿禰は、直ちに新羅に向かった。小鹿火宿禰が掌握していた兵馬・船官及び諸小官を指揮下に置き、勝手に振舞った。このため、小鹿火宿禰は大磐宿禰を深く憎んだ。そこで、偽って韓子宿禰に「大磐宿禰が私に『自分はそのうち韓子宿禰の官も取るだろう』と言っていた。気を付けた方がよい」と告げた。こうして、韓子宿禰と大磐宿禰とに隙間ができる。百濟王は二人の不仲を聞いて、韓子宿禰らのもとに人を遣わし、「国境をお見せしたいからお出で下さい」と。それで宿禰たちは轡を並べて出かけた。河に着いてから、大磐宿禰は馬に河水を飲ませた。その時、韓子宿禰は後ろから大磐宿禰の馬の鞍を射た。大磐宿禰は驚き振り返って韓子宿禰を射落とした。(韓子宿禰は)流れにはまつて死んだ。この三人の臣は以前から先を競って道を乱したので、遂に百濟の王宮に至らずに引き返してしまった。
②そこで采女・大海は小弓宿禰の喪で日本に帰ってきた。大伴室屋大連に悲しみを訴えて「私には亡骸を納める所が分かりません。どうか良い所を教えて下さい」と言った。大連は天皇に申し上げた。天皇は詔して「大將軍紀小弓宿禰は、竜の如く上がり、虎のように睨んで天下を鎮めた。叛く者は討ち、四海を平げた。身を万里に劣して遂に三韓に死んだ。哀れみ悼んで視葬者を遣わそう。また大伴卿は紀卿(紀大磐)たちと同國近隣の人で付き合いも長い」と仰せられた。そこで大連は詔を承って土師連小鳥に墓を淡輪邑に造らせた。
③喜んだ大海はじつとしていられず、韓奴室・兄麻呂・弟麻呂・御倉・小倉・針の六人を大連に贈った。吉備上道の蚊嶋田邑の家人部がこれである。なお、小鹿火宿禰は紀小弓宿禰の喪のために特にやつてきたが、一人で角國に留まった。倭子連をして八咫鏡を大伴大連に奉って「私は、紀卿と一緒に朝廷にお仕えするのに耐えられません。どうか角国に留ませて頂きたい」と請願した。大連は天皇に奏して、彼を角国に居住させた。角臣らが角国におり、これが角臣の名づけの始まりである。

《九年(乙巳四六五)七月条原文》 秋七月壬辰朔、①河内国言、飛鳥戸郡人田辺史伯孫女者、古市郡人書首加竜之妻也。伯孫聞女産兒、往賀聟家而月夜還。於蓬菴丘^{かのゆつこむろ}誉田陵^{みくら}下(蓬菴、此云伊致寐姑)逢騎赤駿者。其馬時瀆略而竜翥。炊聟擢而鴻驚。異体蓬生殊相逸發。伯孫就視而心欲之。乃鞭所乘驄馬齊頭並轡。爾乃、赤駿超據絕於埃塵。駆驚迅於滅沒。於是、驄馬後而怠足不可復追。其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬、相辭取別。②伯孫得駿甚歎驟而入廄。解鞍秣馬眠之。其明旦、赤駿變為土馬。伯孫心異之、還覓誉田陵、乃見驄馬在於土馬之間。取代而置所換土馬也。

注16「蓬菴丘誉田陵いちびのおかのほむたみさざき」：苺のはびこっている丘のある誉田陵の意か。（岩波注）

注17「土馬はにま」：埴輪の馬。埴輪の色からこの駿馬を赤馬としたのだろう。（岩波注）

《九年七月条現代語訳》 7月1日、①河内国より言上があった。「飛鳥戸郡の田辺史伯孫の娘は古市郡の書首加竜の妻である。伯孫は娘が子供を産んだと聞き、婿の家にお祝いに行き月夜に帰途についた。蓬菴丘の誉田陵の下で赤馬に乗った人に出逢った。その馬は、竜のように蛇行したり 鴻 のように急に翔けたりする。勝れたかたちの馬だった。伯孫は近づいて眺め、この馬が欲しくなった。そこで乗っていた葦毛の馬に鞭うつて轡を並べた。しかし赤馬はたちまち抜いて遙か彼方に埃塵ほどに小さくなった。伯孫の馬は遅れてしまい後を追うことができなかった。この駿馬の乗者が伯孫の願いを知って馬を止め、互いの馬を交換し挨拶をして別れた。
②伯孫は駿馬を得て大変喜び、躍らせて厩に入れ鞍を下ろして秣を与えて寝た。翌朝見ると、赤馬は埴輪馬に変わっていた。伯孫は不思議に思い、誉田陵に戻って探すと、彼の葦毛の馬が埴輪馬の中に立っていた。伯孫は埴輪馬と取り代えて連れ帰った」と。

《十年(丙午四六六)条原文》 秋九月乙酉朔戊子【四】、身狹村主青等、将吳所獻二鵝、到於筑紫。是鵝為水間君犬所齧死(別本云、是鵝為筑紫嶺県主泥麻呂犬所齧死)。由是、水間君恐怖憂愁、不能自默、獻鵝十隻与養鳥人、請以贖罪。天皇許焉。冬十月乙卯朔辛酉【七】、以水間君所獻養鳥人等、安置於輕村・磐余村、二所。

注18「鵝かり」：鵝くぐいとも。鵝より大型。白鳥。（岩波注）

《十年条現代語訳》①9月4日、身狭村主青らは呉が献上した2羽の鵝鳥を筑紫に持つて行った。この鵝鳥が水間君の犬に食われて死んだ。水間君は恐れ憂いて黙つておられず、鴻(ひしい)十羽と養鳥人を獻じて罪を贖うことを願った。天皇は許された。②10月7日、水間君が献じた養鳥人らを輕村・磐余村の二ヵ所に住まわせた。

《十一年(丁未四六七)条原文》①夏五月辛亥朔、近江国栗太郡言、白鷗鷺居于谷上浜。因詔置川瀬舍人。②秋七月、有從百濟國逃化來者。自称名曰貴信。又称貴信吳国人也。磐余吳琴彈擅手屋形麻呂等、是其後也。③冬十月、鳥官之禽、為菟田人狗所齧死。天皇瞋、鰐面而為鳥養部。於是、信濃國直丁与武藏國直丁侍宿。相謂曰、嗟乎、我國積鳥之高、同於小墓。旦暮而食、尚有其余。今天皇由一鳥之故、而鰐人面。太無道理。惡行之主也。天皇聞而使聚積之。直丁等、不能忽備。仍詔為鳥養部。

《十一年条現代語訳》①5月1日、近江国栗太郡から「^{くるもと}白い鷗鷺が谷上浜にいる」と言上がったので詔して、川瀬舍人を置かれた。②7月、百濟國からの逃げてきた者があり、貴信と名乗っていた。あるいは呉國の人とも言う。磐余の呉の琴彈の坂手屋形麻呂らはその子孫である。③10月、鳥官の鳥が宇陀の人の犬に食われて死んだ。天皇はお怒りになり、顔に入墨をして鳥養部とされた。この時、信濃國と武藏國の仕丁が宿直していた。話し合つて言うのに「自分の国で獲って積んでおいた鳥は、小さな塚ほどもあり、朝晩食べてもなお余った。いま天皇は僅か一羽の鳥のために、人の顔に入墨をされた。どうもひど過ぎる。悪い天皇でいらっしゃる」と。天皇はこれを聞かれて「鳥を獲り集めて積んでみよ」といわれた。仕丁らは直ぐに用意できなかつたため、罰して鳥養部とされた。

《十二年(戊申四六八)条原文》①夏四月丙子朔己卯【四】、身狭村主青与檜隈民使博徳、出使于呉。②冬十月癸酉朔壬午【十】、天皇命木工闢鶴御田(一本云、猪名部御田、蓋誤也)、始起樓閣。於是、御田登樓、疾走四面、有若飛行。時有伊勢采女、仰觀樓上、怪彼疾行、顛仆於庭、覆所擎饌(饌者、御膳之物也)。天皇便疑御田奸其采女、自念將刑、而付物部。時秦酒公侍坐。欲以琴声、使悟於天皇。横琴彈曰、柯武柯噬能、伊制能、伊制能奴能、娑柯曳鳴、伊褒甫流柯枳底、志我都矩屢麻泥爾、飫褒枳瀨爾、挖俱、都柯陪麻都羅武騰、倭我伊能致謀、那我俱母鵠騰、伊比志挖俱弥蟠夜、阿挖羅陀俱弥蟠夜。於是、天皇悟琴声、而赦其罪。

《十二年条現代語訳》①4月4日、身狭村主青と檜隈民使博徳を呉に遣わせた。

②10月10日、天皇は木匠・闢鶴御田に命ぜられて樓閣を造らされた。その時、御田は高殿に上つて、あちらこちらと飛ぶように働いた。これを仰ぎ見た伊勢の采女が、彼の速さに驚き庭に倒れ、捧げ持つてお供え物をひっくり返した。天皇は御田が采女を犯したと疑つて殺そうと思われ、刑吏に渡された。そのときに近侍していて秦酒公が琴の音で天皇に悟らせようと、琴を横たえ弾いて歌つた〔神風・伊勢の 伊勢の野に 生い栄えた木の枝を 沢山打ち抜いて それが尽きるまでも 大君に堅くお仕えしようと 自分の命もどうか長くあれかしと言つていた工匠は なんと惜しいことよ〕と。天皇は琴の音の意味をお知りになられ、その罪を許された。

【トピック2】雄略紀は説話的な記事が満載。

雄略紀の全字数はおよそ11,000字であるが、記事数は概ね62で構成されている。この記事62を説話が含まれているかどうかでみると、説話のない一般的な記事が26%程度、説話的な記事(一般的記述に説話的記述を追記した記事及び説話のみで構成された記事)が74%ほどある。これらの記事群を、①説話なし、②説話つき、③説話だけの三つに分類して年次別に記事数みると、下表のようになる。

ここから、①説話のない一般的な記事が52、②一般的な記事に説話を付加21・説話のみ10の記事が合計で、31あることが分かる。記事数比率では①が52/83→63%で、②は31/83→37%となる。

記事数比率としては一般的な記事が説話を含む記事を大幅に上回っているものの、字数比率では圧倒的に説話を含む記事が多くなっており、雄略紀の記事特徴がよくみてとれる。

記事分類 /各条	前紀～ 2年条	3年～ 5年条	6年～ 8年条	9年～ 11年条	12年～ 14年条	15年～ 17年条	18年～ 20年条	21年～ 23年条
説話なし	9	7	6	7	8	4	3	8
説話つき	0	4	6	2	3	0	2	4
説話のみ	5	1	2	1	1	0	0	0
全記事数	14	8	8	8	9	4	3	8
記事分類	説話のない一般的な記事:52 一般的に記事に説話を付加した記事:21 説話だけで構成された記事:10							